

インフルエンザ発症に対する高野山こども園の対応について

高野町福祉保健課
高野山こども園

標記について、インフルエンザ発症時の高野山こども園の対応方針を下記のとおり定めましたのでお知らせいたしますと共にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 感染拡大を防ぐための対策

インフルエンザは重症化する恐れもあることから、感染拡大の防止を図ることを第1とする。

対応策は以下のとおりとする。

(1) 臨時休園・クラス休園による対応

臨時休園等の判断基準は、インフルエンザ発症者数の割合に応じ、園医、こども園、福祉保健課で協議の上、休園期間等を決定します。

なお、臨時休園・クラス休園する場合であっても、どうしても保育が必要な園児については、受け入れ時の注意事項を徹底したうえで受け入れを行います。（但し、職員の確保が前提。）

ただし、保育を行った場合、飛沫感染を完全に防ぐことは困難であり、園内で感染するリスクは否定できませんので、保護者の皆様のご理解をお願いいたします。

また、潜伏期間によりいつ発症してもおかしくない場合がありますので、お子様の健康状態には常にご注意を願います。

[臨時休園・クラス休園時の受け入れ時の注意事項]

当日、発熱がある場合は受け入れができないこと。また、発熱がなくとも感染疾患の症状（鼻水（鼻詰まり）、のどの痛み、咳、全身倦怠感、関節痛等）がある場合や、家族にインフルエンザ様症状の人がいる場合にも受け入れができないこと。

また、ぜんそく等の基礎疾患のある園児についても受入ができないこと。

(2) 臨時休園以外の対策

ア. インフルエンザ発症者を外出させないことの対応

家庭で登園前の検温を徹底し、発熱している場合や呼吸器症状がある場合は休ませること。インフルエンザ発症後は他者への感染を防ぐため、発症後最低5日間かつ解熱後3日経過するまでの間は登園停止とする。呼吸器疾患等のある園児については、感染予

防、早期の受診・治療を心がけていただく。

イ. 健康状態の確認

①登園時に園児、職員の健康状態（発熱、鼻水（鼻詰まり）、のどの痛み、咳の有無など）について確認を行うとともに、園児、職員の家族にインフルエンザ様症状の人がいないかどうかの確認を行う。

②園児に発熱はないが鼻水（鼻詰り）、のどの痛み、咳の症状がある場合は、既往歴や症状等を踏まえつつ、必要に応じて登園の自粛を働きかける。受け入れる場合にあっては、当該園児がマスクをつけていることができる場合にはマスクをさせる。

また、定期的に検温・体調確認を行う。

③保育中に発熱のある園児を発見したときには、園医やかかりつけ医に相談して指示を受けるとともに、保護者と連絡をとり早期の帰宅を促す。また、必要に応じて保護者の了解を得て園から直接医療機関を受診させる。（事前に医療機関に連絡を行う。）

ウ. ご家庭ではバランスのとれた食事と睡眠を取ることを心がけていただく。

(3) その他

ア. 臨時休園時には、早朝・延長保育については休止いたします。また、バスの運行、給食を停止いたします。

イ. クラス休園時は、早朝・延長保育、バスの運行、給食は平常通り行います。